

松戸市脱炭素有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策を検討するために
松戸市脱炭素有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策の
方向性に関する事項の検討を行う。

(組織)

第3条 有識者会議は、別表の委員8名で組織する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、
また、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年7月1日から令和6年3月31日とする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、有識者会議を総括する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は有識者会議を招集し、議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、有識者会議の開催に際し、必要に応じ関係者の出席を求め、
その説明を聴取することができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、検討の過程において知り得た情報を公開してはならない。た
だし、市が公表した情報に関してはこの限りではない。

(庶務)

第9条 有識者会議に関する庶務は環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

所 属	氏 名
東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授	奥 真美
元 流通経済大学 流通情報学部 教授	古井 恒
国立研究開発法人 国立環境研究所 地球システム領域 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス 高度技能専門員	伊藤 洋
松戸商工会議所 中小企業相談所 所長	濱島 憲二
千葉銀行 法人営業部 ビジネスリューションズ ループ 副部長	羽山 明
一般社団法人銀座環境会議 代表	平野 将人
東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 支社長代理	岡田 真弓
京葉ガス株式会社 東葛支社お客様サービスグループ グループマネージャー	増井 嘉則